

## 調停

OPCでは苦情に関する係争解決のための効率的かつ効果的なプロセスとして調停手続きを勧告することもあります。

このプロセスでは調停の訓練を受けた中立的第三者の指導の下、苦情申立人と苦情申立対象である警察官との間で直接話し合いを行い、その内容は機密保持されます。

調停の目的は、当事者が相互合意解決へ到達できるよう一緒に取り組み、警察官と市民の間の理解を深めることです。

## コミュニティ アウトリーチ

OPCでは、その使命の一つとして、OPCの機構、その目的、及び、MPDまたはDCHAPD警察官から不当な扱いを受けたとする苦情申立手続きについて、コロンビア特別区全域にて啓蒙・広報活動を推進しています。OPCの活動内容を多くの方々に知っていただくために、OPC職員は様々な地域アウトリーチ活動に参加し、啓蒙・広報活動を行っています。

各種イベントへのOPC講演者の手配等にご関心がある場合または資料をご希望の際はOPCへご連絡ください。

### 所在地：

OPCはワシントンDC、NW区の中心地14番ストリートとIストリートの交差点の南西側に位置しています。

### 地下鉄またはバスをご利用の場合：

OPCのオフィスは地下鉄マクファーソン・スクエア駅の14番ストリート側出口地上ビルにあります。マクファーソン・スクエア駅へは地下鉄ブルーラインまたはオレンジラインをご利用ください。

メトロバスの路線番号は54, 80, S2, X2です。

## コロンビア 特別区政府

## オフィス・オブ・ ポリス・コンプレインツ



1400 I Street, NW  
Suite 700  
Washington, DC 20005

Tel: (202) 727-3838  
Fax: (202) 727-9182

24時間フリーダイヤル・ホットライン:  
(866) 588-0569

[www.policecomplaints.dc.gov](http://www.policecomplaints.dc.gov)

## オフィス・オブ・ポリス・コンプレインツ

( OPC ) は、メトロポリタン警察 ( MPD ) 及び DC住宅公社警察 ( DCHAPD ) の警察官から不当な扱いを受けたとする苦情を審査し解決するための公正なフォーラムを提供するコロンビア特別区政府の独立機関です。

### OPCの権限

OPCにはMPDまたはDCHAPD警察官による下記のような職権乱用に係る苦情を受理し、調査、解決する権限が与えられています。

- 嫌がらせ
- 不必要または過剰な武力行使
- 侮辱的または屈辱的な言動
- 差別的扱い
- OPCへの苦情申出に対する報復
- 警察官身分証明書を装用しなかったり、氏名やバッジ番号などの身分証明の提示を拒否した場合など

苦情申出は、上記のような行為の発生後速やかに行ってください。苦情申出書に記入、署名の上提出してください。尚、OPCによる調査のために、苦情申出書は当該行為の発生日から45日以内にOPCに必着のこと。負傷を伴う場合は、OPCでは書類と写真にて負傷を証明する必要があり、速やかに医療記録を入手します。



### 苦情の 申出方法

苦情申出書や資料パンフレットは下記の場所または方法で入手できます。

- **OPC事務所**、月曜日から金曜日、  
8:30 am ~ 5:00 pm  
1400 I Street, NW, Suite 700  
Washington, DC 20005
- **OPC市内電話** (202)727-3838
- **OPC 24時間フリーダイヤル・ホットライン**  
(866)588-0569
- **OPC のウェブサイト**  
[www.policecomplaints.dc.gov](http://www.policecomplaints.dc.gov)
- MPDの各部署

苦情申出書の提出方法

- 上記住所の事務所へ直接提出するかまたは郵便にて
- ファックスにて (202)727-9182
- MPDの各部署にて

注記：

コロンビア特別区住民や米国市民でなくてもOPCへ苦情を申立てできます。

OPCでは各個人の移民ビザについて質問をしたり、当局への報告義務もありません。

### 苦情に関する 情報

苦情申出の際は下記の情報のほか、出来るだけ多くの情報を提供してください。

- 苦情申出の原因となった行為の発生日、曜日、時刻、正確な場所
- 警察官の氏名、バッジ番号、身体的特徴
- 目撃者の氏名、住所、電話番号
- 当該行為に係る警察官の車のナンバー
- 交通違反チケット、ポリスレポート、写真、医療記録などのコピーやその他有用な関連証拠

### 苦情手続き

OPCでは記入・署名済み苦情申出書を受理後、OPCに苦情の事案を調査する権限が有るかどうかが判断します。

- 「有る」と判断された場合は、OPCの調査官を配置します。OPCでは、苦情によっては調停へ付す場合もあります。
- 苦情を調査する場合は、調査官は目撃者と面談し、書類を集め、調査概要報告書を作成します。
- 調査結果から警察の職権乱用の可能性が示唆される場合は、本件を独立ヒアリング担当官へ委ね、同担当官が結論を文書にて発行します。